○農林水産省告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市宍粟字北高山一の一三（国有林）・一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市引田字遅ノ沢口二四二四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横沢字シトブ四六二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五三六三の一五・五三六三の一六・五三六四の三一から五三六四の三三まで・五三六四の三五（以上六筆国有林）・五三六四の四三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大塩沢字大向一二一一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字神戸沼二三〇の八、吾妻郡東吾妻町大字原町字上之宿二一二八の一五、二一二九の二、二一二九の三、二一二九の六から二一二九の八まで、二一三〇の七、二一三二の七、二一三二の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡沼田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道余市郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）